

論文

「自然の権利」に関する考察

— なぜアメリカでは実現できたのか —

宮 守 代利子*

目次

はじめに

I 生命の共同体から倫理・道徳の共同体へ

II 法的な「自然の権利」

III なぜアメリカでは実現できたのか

おわりに

はじめに

2011年3月の東日本大震災による自然破壊と放射能漏洩事故は、私たちの脳裏に、自然の脅威を強烈に印象づけた。それだけでなく、私たちの多くは、人類と地球の滅亡が、ファンタジーの世界ではなく、近い将来、現実に生起する出来事ではないか、と感じとった。

人間が自然の一部であることを実感できたとき、自然への配慮が生まれる。人間と自然が生命の共同体を形成するというエコロジー(ecology生態学)を基礎に、道徳や倫理が人間のあいだから人間を越えて自然まで拡大すると考えるようになり、自然や環境を倫理の対象とする「環境倫理学(environmental ethics)」が誕生した。ここでは、人間に自然権という固有の価値と尊厳があるように、自然物もその固有の価値をもって自然権を有すると解する。自然物のもつ自然権は、人間の自然権(=人権)のア

ナロジーとして捉えられ、「自然の権利(rights of nature)」と呼ばれる。そして、この「権利」概念は、自然と人間の道徳的・倫理的な共同体を形成する紐帯(bond)となる。

1960年代以降、自然および環境の大規模な破壊と汚染が深刻化し、各地で反対運動がまき起こった。運動の高揚は法廷闘争を併用する。法廷で勝利を勝ちとることが現実的な自然および環境保護の政策に前進を促す。そこで、環境倫理学上の「自然の権利」から実定法上の「自然の権利」獲得をめざすことになる。しかし、ここには、大きな障壁が立ちはだかっていた。

近代法は、「自律する個人」を法体系の基礎にしている。法が権利能力の主体とするのは自然人だけであるが、解釈上、法人⁽¹⁾もまた人権享有の主体となり、例外として胎児と権利能力なき団体が加えられる。実定法上に「自然の権利」を実現することは、人間中心の法体系に「自然」を主体として組み込むことである。したがって、新たに「自然」を組み込むことの困難さを解決しなければならない。その一つの解決方法として示された理論が、ストーン(C. D. Stone)の論文、“Should Trees Have Standing?”(『樹木は法廷に立てるか』)である。

*早稲田大学大学院社会科学研究所 博士後期課程4年(指導教員 田村正勝)

ストーンが投げかけたボールは、判例法主義を採るアメリカの司法ががちりとキャッチされ、育まれて、判例や制定法上に花開いた。アメリカで、自然は、生命の共同体から道徳的・倫理的な共同体を経て、法的な共同体に組み入れられたのである。

「自然の権利」は、アメリカだからこそ実現できたと考えられる。日本を含め、大陸法系の国々では、「自然の権利」を判例の積み重ねによって形成することは、おそらく無理であろう。日本では、「環境権」という人権の拡大すら認められていないのだから。ここから、「自然の権利」は、なぜアメリカで実現できたのか、という本論文の課題が生まれた。

本論文は、「自然の権利」について、それがアメリカで実現したことの理由と背景を探り、「自然の権利」の意味を明確にすることを主眼とする。そのために、第一に、「自然の権利」を生みだした自然および環境保護思想について概観し、環境倫理学上の「自然の権利」を明確にする。第二に、「自然の権利」が人間中心の法体系にどのようにして組み込まれたかを、ストーンの論文、その後の制定法や判例の展開を通して明確にする。第三に、実定法上に実現した「自然の権利」について、アメリカ法およびそれを支える人々の社会意識からその特徴を考察する。

I 生命の共同体から倫理・道徳の共同体へ

ここでは、「自然の権利 (rights of nature)」を導いた自然および環境保護思想のうち、代表的な理論を概観する。そして、生命の共同体から道徳・倫理的な共同体に至る過程を考察する。

1. 環境倫理学に先立つ思想

(1) エコロジー (ecology)

人間と自然の「生命共同体」の概念を決定的にしたのはエコロジー (生態学) の登場である。

原始、自然は人間にとって脅威の対象であった。その後、ユダヤ・キリスト教の教えによって、自然は、人間にとって、征服し支配する対象となった。リン・ホワイト (Lynn white) によると、ユダヤ・キリスト教は人間と自然を二分法的に捉え、「人間以外の他の創造物は人間のためだけに生存している」という「人間中心主義 (anthropocentrism)」をとった。2000年の時を経て、生態学が、「人間中心主義」にもとづく自然観を一変させることになった。

生態学は、1866年、ドイツの進化論者エルンスト・ハッケル (Ernst Haeckel) によって創始された。生態学は、有機体 (いかなる種類も含めて) が相互に、あるいは環境全体と、どのように作用しあうかという研究を意味し、共同体の体系 (communities systems) や全体 (wholes) について、相互関係と相互依存の理論を用いて科学的に説明した⁽²⁾。

これにより、人間と自然の「共同体」概念が科学的に証明され、「人類」は生態系において、もはや特別な存在ではなくなった。生態学は、また、共同体 (生態系) の成員の権利概念を拡大することにつながる確かな論拠となった。

(2) 土地の倫理 (land ethic)

生態学を基礎として人間と自然の共同体の概念が拡大することになる。今日、「環境倫理学の父」と称されるアルド・レオポルド (Aldo Leopold) は、1940年代に、「生命の権利」に関する理論を展開した。それは、生態学を基礎に、「自然全体および全体としての自然を含

む倫理体系のパラダイム」= 土地倫理 (land ethic) と呼ぶものである。すなわち、地球を「一定の種の段階の生命をもつ有機体」と捉え、動植物だけでなく水や土壌などのような地球上に存在するすべての存在物（これらを総称する「土地」）に「生態系の固有の権利」があること、そこから、土地の無条件の所有は奴隷制と類似していることに直目して、個人、社会に次いで土地にまで倫理則の範囲を拡大するものである。この原則は「土地の利用にあたっては、生命共同体 (biotic community) の有機的な全体性、安定性、美観の保存に役立つならば、その決定は正しいが、そうでなければ間違っている」⁽³⁾ ことになる。

後に、レオポルドの『砂の国の暦』⁽⁴⁾ は環境保護運動のバイブルとなり、「土地倫理」概念は環境倫理学の思想的な基盤を築くことになった。

2. 環境倫理学の誕生と共同体の拡大

(1) 環境倫理学の誕生

1970年代の初頭に、倫理的視点から地球環境問題を考察する「環境倫理学 (environmental ethics)」という新しい学問分野がアメリカで創始された。

環境倫理学の議論の中心は、生態系において人間は生命共同体の一員にすぎないことを基礎として従来の人間中心主義を排除し、人間以外の存在物にも固有の価値を認める人間非中心主義の立場から環境倫理を構築することにあつた。

(2) 人間以外に拡大する倫理

倫理規範は人間のつくりあげたもので、人間の精神のなかに存在する。一方、自然は善・悪を判断するような精神・思考能力に欠けている。そこで、従来、人間のあいだに限

られてきた倫理的世界の対象範囲をどこまで拡大するか⁽⁵⁾、あるいは道徳的共同体 (moral community) に参入する主体をどのような哲学・倫理的根拠をもって考えるか、ということが環境倫理学の主要な争点となった。

伝統的な環境哲学者は、家畜哺乳動物に限定する。すべての生命体まで拡大するディープ・エコロジストや平等主義的な生命中心主義者⁽⁶⁾ などもある。さらには生命のない無機物まで射程を広げる自然中心主義者⁽⁷⁾、もっと進んでガイア仮説⁽⁸⁾ にもとづいて宇宙にまで倫理の拡大をはかる学者もいる。

(3) 道徳的共同体の紐帯

道徳的共同体の拡大によって、新たに組み入れられる存在物 (道徳的主体) には、その個体に備わっている固有の価値を人権 (人間の自然権) と類似の権利と考える。すなわち、「動物の権利」、「自然物の権利」などと呼ばれるところの主体となる存在物の権利である。「道徳的な共同体」においては、各々の主体のもつ「権利」の概念が、共同体を形成する紐帯となる。

ほとんどの環境哲学者は、「人権」から「自然の権利」へと倫理が拡大してきたこと、言い換えると、環境倫理学では「人権」と「自然の権利」の両方を保有することが可能であるとする考え方を採っている⁽⁹⁾。しかし、人間以外に権利概念を認めないジョン・パスモア (John Passmore) のような哲学者もいる。彼は、人間以外の生物には伝達能力がなく「相互の義務を認識する能力もない」ということから、道徳的共同体に参加できるのは人間だけであると主張する⁽¹⁰⁾。

(4) 環境倫理学上の「自然の権利」

環境倫理学 (environmental ethics) では、専

ら人間に限られてきた倫理学の対象を動物、植物、岩石、さらには、一般的な「自然」、あるいは「環境」にまで拡大する。そして、人間のもつ「自然権 (natural rights)」から個々の自然あるいは自然全体のもつ「自然の権利 (rights of nature)」へと、倫理の進化がはかられてきたと捉える⁽¹¹⁾。

その根拠は、人権の歴史的進化の過程に求める。すなわち、1776年のアメリカ独立宣言において、すべての人間に天賦の人権が保障されたにもかかわらず、人権を否定されモノとして扱われる奴隷や、人権の制限された女性やインディアンが存在があった。実質的にすべての人間に平等な人権が保障されたのは、奴隷解放(1863年)、女性の参政権(1920年)、アメリカインディアン市民憲章(1924年)などを経て、1957年の黒人の「公民権獲得」以降である。これら一連の人権拡大の延長線上に、「絶滅危惧種保護法(1973年)」の制定がおかれ、人間から自然へ自然権が拡大したと捉える。

そして、「自然が自然権をもつ (= 自然の権利)」ことの意味は、「自然は固有の価値をもつ。その結果、自然は少なくとも、存在する権利を有している」ということである。ここでの「権利」は、「自然あるいは自然を構成している各要素は人間が尊敬すべき固有の価値をもっているという意味で使用されている」[Nash 1989 = 2011: 4]。

(5) 倫理拡大の代表的な思想 —— ディープ・エコロジー (deep ecology)

1973年に、アルネ・ネスの提唱した「ディープ・エコロジー (deep ecology)」は、「生態学的平等主義 (ecological egalitarianism)」とも呼ばれ、「生存し、かつ、繁栄するための平等な権

利」を中心概念とする「生物圏中心的な民主主義」の主張である⁽¹²⁾。

ディープ・エコロジーは生態学と哲学を統合する立場から、人間は生命共同体 (life community) の主人ではなく、その一員に反ることである、と考える⁽¹³⁾。そこで、「先進国の住民の健康と富」を目的とする従来の自然保護運動を「皮相的 (shallow)」であり人間中心主義であると非難する。そして、人間の支配と搾取のシステムから自然を解放し、自然界 (natural world) と人間とのすべての関係を再構築しなければならないと説く。

3. 法的な「自然の権利」の構想

(1) 現実的な要請と効果

自然破壊を防止し環境保護をはかる法律において、自然や環境を人間相互の利害関係の対象としたままで、人間の倫理観に訴えて厳守させることは難しい。もともと自然や環境が破壊されたのは、倫理よりも経済優先の近代の自然観や人間観にその原因があったからである。自然と人間は道徳的な共同体の一員であるということをもそのまま実定法上に反映させること、すなわち、自然や環境に基本的な法的権利 (= 自然の権利) を与えることが、自然や環境への人間の侵害を軽減することになるだろう。このことが、自然物に実定法上の権利を認めようという現実的な要請である。

その結果、人間と同様に、自然が法の主体（「生存権」などの保有者）となることができれば、自然（の権利）が侵害された場合は、その権利にもとづいて、損害の回復を求める訴訟の原告となることが可能となる。自然破壊を防止し環境保護をはかる政策は格段に徹底されるだ

ろう。このことが現実的な効果として期待される。

(2) 法的な「自然の権利」実現への流れ

クラレンス・モリス (Clarence Morris) は、自然 (鳥, 花, 池・野生動物, 岩石, 原始林, 田園の澄んだ空気) にも法的権利を与えるべきだと説き、1964年に、「自然の法的権利」に関する論文を発表した。その中で、自然の法的権利とは『「自然ロビイスト」によって代弁され、裁判による強制力のあるもの⁽¹⁴⁾』と定義した。

モリスからストーン、そして連邦最高裁判所のダグラス判事 (Justice W. O. Douglas) へと続き、さらに判例や制定法によって、自然物の権利の輪郭が次第に明確になる。

(3) 構想する法的な「自然の権利」の内容

今までみてきたことから、実定法上に構想される「自然の権利」の内容は以下①から④である。これらがどのように理論構成されるかは次章で考察する。

①自然を人間および法人と並んで権利の享有主体とする。②構想される「自然の権利」は、人権概念のアナロジーとして捉える。③「自然の権利」の具体的内容は、自然が「生存する権利」である。④「自然の権利」行使にあたって、実際に権利を行使する代弁者を定める必要がある。

II 法的な「自然の権利」

ここでは、まず、既存の権利概念および訴訟要件について理解を深め、次に環境倫理上の「自然の権利」がどのようにして実定法に組み込まれ、形づくられたかを検討する。

1. 権利概念と訴訟上の当事者の要件

(1) 自然の法則と人間社会の法は同一

ソクラテス以前の古代ギリシャでは、統一的原理に貫かれた秩序ある自然世界全体をコスモスと表現し、コスモスにおける秩序 (自然界の法則) も人間社会にあるまたはあるべき秩序 (法律) も同じ言葉を使い、同じように考えていた。その結果、現在でも、ラテン語 (lex) はもちろん、英語 (law), ドイツ語 (Gesetz), フランス語 (loi), イタリア語 (legge) 等では、「法則」と「法律」は同じ言葉で表現されている⁽¹⁵⁾。

このことは、自然界は人間を包含し、人間と自然は同一の生命および法的共同体を形成すると解していたと考えることができる。

(2) 権利と法体系

ローマ時代以降、法 (jusまたはius) は二つの意味をもつようになった。「客観的な法 (objective right)」と「主観的な権利 (subjective right)」, 「行為の規範 (norma agendi)」と「行為の権利 (facultas agendi)」である⁽¹⁶⁾。「法」と「権利」が同じ言葉で表現されることは、両者の観念が深い関係にあることを示す。すなわち、権利は法秩序から生み出され、法秩序は権利の総体である⁽¹⁷⁾と考えることができる。

権利は基本的に義務を伴う⁽¹⁸⁾から、社会生活における個人や法人の権利・義務関係を規律する体系が法体系ということになる。

(3) 権利とは

「法的な権利」の内容は、「法によって与えられた意思の力ないし支配」(意思説)、あるいは「法によって保護された利益」(利益説)などと考えられてきた。しかし、哲学や倫理学で使用する「権利」の内容は、「人々」や「社会」によって承認された「価値」と解されている。

「法的な権利」を実定法との関係でみると、①憲法に明記される以前から有する権利、②憲法上および各法律上の明文および解釈上の権利、③生成過程上の権利、に大別できる。①は「自然権」のような人間のもつ固有の権利である。②は憲法上の「思想・良心の自由」のような自由権的な各種の人権、民法上の所有権などの権利で、これらは「回復的権利」と呼ばれ、権利が侵害された場合は、裁判所に訴え、国家的強制を得て、その保護・救済を求めることができる。③は、法規範の前提となる道徳的権利や背景的権利である。条約や国際宣言などに謳われる権利、条例に明文化された権利などは後者に含まれる。

生成過程上の権利は一定の価値や利益を前提に社会的レベルで形成され、当事者間の行為規範として作用する権利であるが、判例による承認を得て、あるいは立法によって法的な権利となる。

(4) 基本的人権について

ジョン・ロック (John Locke) の自然権思想を基礎にジェファーソン (Thomas Jefferson) が起草したアメリカ独立宣言 (1776年) において、基本的人権は次のように謳われている。「われわれは、自明の真理として、すべての人間は平等につくられ、創造主によって、生まれながらに奪うことのできない諸権利を賦与され、そのなかに生命、自由および幸福の追求の権利が含まれることを信ずる。」⁽¹⁹⁾

近代国家は、ホブズ (Thomas Hobbes) やロック、ルソー (Jean Jacques Rousseau) らによる人間に絶対の価値をおく自然権思想と自立した個人相互の契約による民主的な国家形成を唱える社会契約説を、その成立の基礎としてい

る。自然権思想は、封建社会から近代市民社会への移行に伴う政治的動向の所産であり、人間を諸々の束縛から解放し、封建社会を打倒するために、自然法を基礎に、個人の「自由」と「平等」の理念を旗印に掲げた。そうして、特権や身分に代わって、「自然権」という絶対的な価値を人間に置き、正当な主権者である国家と個人をつなぐ社会契約の当事者となる「自立する個人」を浮かび上がらせたのである。

現代の人権概念は、自然権をもちだすことはなく、「憲法制定以前に成立していると考えられる権利を憲法が実定的な法的権利として確認したもの⁽²⁰⁾」と解され、「人間の固有の尊厳に由来する」(1966年に国際連合で採択された「国際人権規約」前文)と定義される。個別的には、信教の自由、言論の自由、職業選択の自由など自然権思想を受け継いだ人権の他、生存権、教育を受ける権利などの社会権的人権も加わった。

(5) 訴訟当事者の要件 (アメリカ法)

ところで、権利を侵害された (と思う) 人がその回復を図るためには、侵害した (と思われる) 人を相手に裁判所に訴えを提起し、権利の存否についての審理および判決を求めることが必要となる。アメリカ法では、その手続きは民事訴訟法 (Civil Procedure) に従うが、憲法 (Constitution) 上の要件を充足しなければならない。(これらの要件は日本法と異なることに注意を要する。)

アメリカ法における訴訟要件のうち、訴訟当事者に関しては、capacity (当事者能力)、real party in interest (正当な当事者) の他に、憲法上のstanding (憲法上の訴訟当事者となる資格) の要件を充たす必要がある。1970年代のはじめ、自然保護や環境汚染についての訴訟では、環境

保護団体はstandingの資格に該当しないとされ、実質的な審理に至らず、訴えは却下されていた。

Capacityの原則は、提訴あるいは応訴に関する個人や団体の能力を問うもので、連邦民訴規則17条(b)と17条(c)に規定されている。また、多くの州は、未成年者や心神喪失者など、訴訟能力に欠ける者が訴訟当事者となることについて特別な規則を定めている。Capacity原則は、訴訟上の争点について十分に理解することができない訴訟能力の不十分な者を保護することにある。これらの者の訴訟遂行には適切な代理人が訴訟当事者となる。

Real party in interestは個々の事件について当事者を確定する民事訴訟法上の原則である。この原則は相反する当事者の利益を守ることを目的とし、訴訟の結果につき正当な利益を持つ者だけが訴訟の当事者となることができる[Cound and three others 1985: 545]。連邦民訴規則17条(a)は「すべての訴訟は正当な当事者の名において提起されなければならない」と規定し、続いて遺言執行者、後見人、制定法で授権された者など、自己の名において訴えを提起できる者を列挙している。したがって、原告は、その訴訟の結果として実現される実体法上の権利を有する者でなければならない。

連邦のstandingの原則は連邦憲法第3条第1節(2)の「裁判管轄権」から導かれる。裁判所が管轄の対象とする係争は当事者間の具体的な事件(case)または争訟(controversy)であり、紛争当事者間に法的な争点を巡って現実利害対立が生じていることが必要である。この訴訟当事者となりうる資格を判断する原則をstandingという。この原則は司法制度の保護を目的とし、訴訟提起前に当事者が法的な争点に

ついて活発に議論することによって「濫訴の抑制」に寄与してきた。具体的には、①訴訟当事者が損害を蒙り、②その損害は訴訟の原因となるか、関係するもので、③訴訟当事者は判決の結果に主観的な利害関係を有すること、が要件とされている[Cound and three others 1985: 545]。

(6) 訴訟当事者の要件(日本法)

日本国憲法には、司法権の内容を定義する規定は存在しない。司法権については、「具体的な争訟について、法を適用し、宣言することによって、これを裁定する国家の作用」と考えられてきた。したがって、アメリカ法におけるstandingの要件は、日本法においては、具体的な争訟に内在されていると解される。

日本法では、裁判所は一切の「法律上の争訟」を裁判する権限を有し(裁判所法3条)、「裁判を受ける権利」は「何人」にも保障されている(憲法32条)。そして、私人間の争いは民事訴訟法に規定されている手続きに則って行われる。訴えの提起に関する要件のうち、当事者の確定については、当事者能力、訴訟能力、当事者適格が問われる。

当事者能力とは、民事訴訟において当事者となることのできる一般的な資格をいい、民法上の権利義務の帰属主体となりうる資格である権利能力に対応する。したがって、権利能力を有する自然人と法人が当事者能力を有する。

訴訟能力とは、訴訟当事者として自ら訴訟行為を遂行する能力をいい、民法の行為能力を定めた規定(民法5条以下)に従う。したがって、行為能力を有する者は訴訟能力を有する。

当事者適格とは、特定の請求について当事者として訴訟を遂行し、本案判決を求めることができる資格をいう。当事者適格は事件毎に「正

当な当事者」を選別する基準であって、本案判決をすることが無意味である者の訴訟を排除するために導入された概念である。

2. ストーンの構想する「自然の権利」

(1) ストーンの論文の検討

1972年に公表されたストーンの“*Should Trees have Standing?*”を検討する。

最初に、権利の主体が特定人から万人に拡張されてきたこと、実体をもたない胎児や法人にも権利能力が与えられたことを根拠として、権利概念の拡張は自然物にも向けられるべきである、と主張する。ただし、自然のもつ権利は、人間に比し制限あるものと捉える。

まず、(1)「法操作的な面」(法律論)から権利概念を論じ、(2)に「精神的・社会心理学的な面」から、法的権利の裏付けとなる論理を述べている。以下は(1)法律論から論ずる。

①法的権利の保有者であるということは、「公的機関が権利を脅かされている者の行為や手続きについて審理する」ということであり、それに加えて、(a) そのものが「かれ自身の要請により」訴訟を開始しうること、(b) 法的な救済を承認するにあたり、裁判所が「そのものに対する侵害」を考慮せざるをえないこと、(c) その救済が「そのものために」なされねばならないこと、という3つの基準を満たす必要がある。

②現行法上、自然物は法的な権利(上述の(a)(b)(c))をもっていない。(a)はstandingに関係する。河川の汚染を例にとると、「原告となり得る者は自己の権利侵害を証明できる下流の住民であり、この他には一般的に汚染者の行為に異議を唱える方法がない」。(b)は、環

境訴訟によって保護される権利は「人に属する財産権」であって、自然が権利をもたない以上、川やそこに生息する生物に対する損害は考慮されない。(c)は、たとえ流域の住民が水質汚染訴訟に勝訴したとしても、川そのものは賠償金の受取人にはなれない。

③自然物が法的主体となるために、

(a)について。Standing要件は緩和傾向にあり、判例は、「自然保護団体が、直接の経済的損害に代えて、そのメンバーの自然保護や美という利益を基礎に、訴え提起を認めるようになった」。ただし、「連邦政府の行為や公共の土地や水という要件を備えた場合」に限られる。やはり、自然物自身が当事者となる資格をもつことが望ましく、そのためには、自然物にガーディアンシップ(guardianship後見人制度)を適用し、「自然物が危機的な状況にあると思われる場合には後見人が裁判を起こせるようなシステムを作るべきである」。ただし、「後見人方式は付加的な防御手段として採用することが賢明であり」、主要な自然物について、裁判所が任命した後見人によって訴訟提起が可能となる、権利の保有者として概念化すべきである。

(b)について。従来の環境訴訟においては、「人間」にとっての経済問題について清算することであった。しかし、湖の汚染は湖自体に対する損害と考え、その損害を湖自体に挙証してもらうことにすれば、湖を中心とする利害関係人の同心円の利益に対する損害だけでなく、湖に生息する動植物に対する損害をも考慮に入れることができる。自然物の経済的価値は、著作物に著作権を、発明に特許権を与えたように、法が「権利」を創出することによって算定可能である。

(c) について。環境自身を判決の受益者とすれば、自然物の賠償金は後見人によって管理される信託基金に投入することができる。そうなれば、①企業は汚染コストを上乗せしてでも採算のとれる需要の高い製品しか生産しなくなるので、汚染発生はそのような場合に限られ、②損傷された自然の回復技術が到達するまで資金調達が可能となり、また研究開発資金に役立つ。

④環境自身が権利保有者となることに向けて、現行法から検討すると、①手続的保障規定の強化と②「回復不能の侵害」の法理の活用があげられる。①は国家環境政策法 (National Environmental Policy Act) における調査報告書の徹底によって既に効果をあげている。②からは、『「より優先すべき対象物」の憲法上のリストをつくりあげれば、環境のための(比較的)絶対的権利の幾つかが定められる』。また、個々の環境訴訟を通して(判例の積み重ねによって)、環境が権利の保有者となる新たな「権利」を見出すことができるようになる。

⑤結論として、木や河川など(自然物)が「権利をもつこと」の概念を導入しなくても、rule(法準則)拡大によって、説明できる事柄は少なくない。しかし、「自然が権利をもつ」という考え方は具体的な法準則では捉えられない、柔軟でオープン・エンドなものを、その法システムの中に取り込むことになる。そうなれば、裁判官は環境の視点に立ってより緩やかに法準則を解釈するようになるだろう。そして、『「環境の法的権利」を語る社会なら、正式な制定法を通じて、環境をより保護する法準則を立法化する傾向が現れてくることになる』と結論づける。

(2) ストーン論文の意義

このストーンの論文は、自然の内在的価値の

ような哲学的な論点に言及することなく、法律論を駆使して、実定法上の「自然の権利」のフレームワークを提示した。

環境倫理学上の道徳的共同体の観念(人権の歴史的進化の過程)をもって、権利の主体が人間から自然に拡大したことの根拠とし、自然を人間、法人に次いで法の主体とするためには、自然を人権に類比する「自然の権利」の保有者とする事、訴訟提起など自然が権利行使をするためには、後見人(guardian)制度を採用し、自然の代弁者を定めること、環境保護団体に後見人としての資格を与え、自然の代弁者として訴訟遂行を行わせること、を提案した。つまり、自然物の損害においては、自然物の名をもって、自然物の利益のために、回復的権利の保有者としてstandingの要件をクリアするための理論構築をはかったのである。

ストーンは、判例法主義を採用するアメリカで、「自然の権利」訴訟を通じて、実定法上に実現することになる。

3. 「自然の権利」訴訟の展開

(1) 制定法と判例

1972年の「シエラ・クラブ対モートン事件⁽²¹⁾」連邦最高裁判所判決において、ダグラス判事は、少数意見ながら、ストーン論文を引用し、「自然環境保護のために訴訟を提起する自然環境物にstandingを授けるべき」であり、「この訴訟は、ミネラルキング対モートンと呼ぶ方が適切であろう」と述べた⁽²²⁾。つまり、自然物自身が原告となり、人間(環境保護団体)がそれを代弁して訴訟遂行することを認めたのである。

1973年に連邦法として制定された「絶滅危惧

種保護法 (Endangered Species Act) (以下ESAという) は、世界80ヶ国以上が参加して締結されたワシントン条約 (絶滅の恐れのある野生動物の種の国際取引に関する条約) を受けて、絶滅危惧種の保護を厳格に定めたものである。この法律は「公共の利益」 (= 人間の利益) を前文に掲げているが、実質的には、人間以外の生物に「固有の価値」と「生存する権利」を保障している。具体的には、内務省長官に「絶滅危惧種」の指定だけでなく、その「生息地」を指定する義務が課せられた。また、この法律は野生動物保護区や国有地だけでなく、全国の私有地をも対象とした⁽²³⁾。他に、市民なら誰でも (any person) 訴えの原告となることが可能な「市民訴訟条項」が明記された。

ESAの制定以降、市民訴訟条項により、環境保護団体のほかに鳥や動物、土地の固有名詞などを原告として訴状に連記するようになった。遂に、1975年、連邦裁判所は汚染されたバイラム川の名前で訴訟すること (原告の一員) を許した⁽²⁴⁾。

1978年のパリーラ (ハワイ固有の小鳥) がESAにもとづきハワイ州を訴えた事件 (palila v. Hawaii) では、小鳥にstandingが認められ、原告パリーラが勝訴し、その生息地を守るため、野生化していた山羊や羊が多数、射殺された。「アメリカの司法史上で初めて、人間以外の生物が法廷の原告となり、鳥が勝訴したのである」 [Nash 1989 = 2011: 268-269]。

1975年に絶滅危惧種リストに掲載された「スネールダーター」という長さ3cmの鯉科の魚が完成寸前のテリコダムを建設中止に追いやった (Tennessee Valley v. Hill)。1978年に連邦最高裁判所は魚に有利な判決を下したが、結局のとは

ろ、「テリコ計画はESAの保護義務を免除する」という議案が議会で可決され、大統領はその法案にサインした。

その他、standingが認められた事例⁽²⁵⁾がいくつかある。しかし、裁判所は、訴状に記載された自然物について、standingの存否を明確に判断する場合としない場合があり、明確に判断せずに判決文の当事者欄に名前を掲げる場合もある⁽²⁶⁾。事例によって区々となることは、訴訟戦略とも関係することであり、判例法主義を採ることの当然の結果であるといえよう。

(2) 実現した「自然の権利」

「自然の権利」は環境倫理上の思想から実定法上に実現した。自然は、人間相互の関係を規律する法体系に、主体として組み込まれたのである。ただし、基本的な法体系は、あくまで人間を中心に、人間のコントロールのきく範囲の約束事を取り決め、その効力の及ぶ範囲に限られる。現在のところ、人間の法体系に組み込まれた「自然の権利」は、あらゆる自然物ではなく、絶滅に瀕しているという条件のついた個体 (自然物) について、種の保存という制約のなかで保護されるべき「生存の権利」を有している。また、その「権利」は環境保護団体 (人間) の代弁 (代理) によって行使可能となる。

III なぜアメリカでは実現できたのか

人間の法体系のなかに人間以外の「自然」を主体として組み込むことは、法体系のパラダイム転換といえる、エポックメイキングな出来事である。この章では、なぜ、アメリカで「自然の権利」が実定法上に実現できたのか、その理由と背景を考える。

1. アメリカ法における特色

(1) 判例法主義

「自然の生存する権利」のような斬新な権利が認められた理由の一つ目は判例法主義に求められる。英米法は、制定法を基礎とする大陸法（ドイツやフランスなど）や大陸法を模倣した日本法と異なり、法の基本的部分が判例の積み重ねによる法体系を採る。判例法体系では、大陸法系の観念的な思考方法とは異なり、法律家は事実関係を詳細に分析し、事実関係に即して妥当な解決を図ることを重視する。裁判官もまた、硬直的な法解釈に拘泥せず、事件毎に新しい判例（＝法律）を創成し、柔軟な発想で権利の実現と被害者の救済をはかることが可能である。

環境汚染や自然保護に関する事件は、原因から結果発生が表面化するまでのタイムラグが長く、因果関係が複合的に絡み合うことが多い。また被害も一様ではない。そのため、救済策において、一律に、直接の利害関係人間の金銭賠償をもって終止符を打つだけでは、損傷した環境や自然を復元する抜本的な解決策には至らない。この意味で、特に、個別・具体的、かつ柔軟な解決方法が要求されるのである。その結果、多種多様な事件の解決を通して、適正な手続き上の進化や新たな権利が生まれる可能性が高くなる。

(2) エクイティによる救済

二つ目は、エクイティ（equity 衡平）のもつ特色にある。エクイティとは「個別的正義」とも呼ばれ、その発想の起源はアリストテレスまで遡る。すなわち、法規範は一般性をもつものでなければならぬのに対し、各事件は特殊のものであること、また将来に起こるべきさまざまの、複雑なすべての事態に対応できるような

規範を前もって定めることは人間の知識と洞察力の及びえないことであること、したがって法は衡平（epieikeia）によって補充されなければならない⁽²⁷⁾。

イギリスにおけるエクイティの起源は、人々が通常の裁判所では自己の正義が救済されないと考えたとき、国王に対して直接、請願（bill）したことに始まる。14世紀から15世紀にかけて、コモン・ローとは別個の法体系を創設し、16世紀頃にコモン・ロー裁判所とは別にエクイティ裁判所ができあがった。

アメリカ法においてもコモン・ロー（common law）とエクイティ（equity）という2つの法体系が存在し、19世紀に融合された後も、事件の種類や救済方法における区別は重要で、現在まで承継されている。例えば、「陪審審理」は伝統的にコモン・ローに属するとされてきた事件についてのみ認められる。

エクイティは、コモン・ローの欠陥や手続き上の不適合性を打破するために、独自の救済方法と実体法を創設してきた。契約違反あるいは不法行為を例にとれば、コモン・ロー上では所有権の回復、金銭損害の回復という形式でのみ当事者に救済を与えていたが、エクイティ上の救済は、直接、対人的に一定の作為または不作為を求める命令であり、裁判所侮辱（contempt of court）による強制力を有していた。コモン・ローと最も区別しうるのは、「差止命令（injunction）」と「特別履行の命令（order of specific performance）」（約束の内容をそのままの形で実現する）という救済方法がある点である。実体法については、ユース（use）、信託（trust）、偶発事故（accident）、錯誤（mistake）、詐欺（fraud）に関するエクイティ上の原則が

それである⁽²⁸⁾。

エクイティは、また、「裁判官の事件への積極的な介入」を促す。すなわち、裁判官は、コモン・ローが適用できない場合には裁量によってエクイティ上の救済手段を採用する。例えば、公害の差止めを求められている工場が地域の唯一の就労の場であるような場合には、公害の差止めは一定限度までとし、残りの部分は「差止めに代る金銭賠償 (damages in lieu of injunction)」とした⁽²⁹⁾。また、エクイティ上の救済手段には、正義を実現するさまざまな内容を盛り込むことができ、例えば、公害の差止めは詳細な基準を示すとともに、被告がこの基準に適合するまで猶予期間をおき、さらに数年後にこの基準の効果を再検討して修正する余地を残す⁽³⁰⁾、というような弾力性のある内容とすることができる。

以上のように、環境訴訟において柔軟な救済策を提供するエクイティの果たしてきた功績は大きく、かような正義の実現にむける革新的な姿勢が「自然の権利」を実定法上の権利として現実化した原動力の一つとなったことは明らかであろう。

2. 法を支える人々の社会意識

(1) 自然法思想

「自然の生存する権利」のような斬新な観念が法的に実現した理由は、アメリカ法の特徴に依るだけではない。アメリカ法を支えるアメリカの人々の精神的支柱にその根拠を求めることができる。それは、宗教的迫害を逃れて新天地に渡った建国の始祖（ピューリタン）たちの意識の底流にある自然法思想である。かれらは、実定法より高次の自然法（＝神の法）の存在を

信じ、自己の宗教的信条を実現する社会を建設するための拠り所とした。また、本国イギリスの植民地からの独立を支えた思想は自然法のなかの「抵抗権」の思想である。

そして、圧倒的な自然法思想の具現は、既述（Ⅱ 1. (4)）で触れたように、アメリカ建国の精神の基調にある。アメリカは「天賦の人権」をもつ自由・平等な個人がその自然権を確実なものとするために社会契約 (social compact) を結び、政府に権力の行使を委任するという、民主的な国家建設にあった。この国民の精神的基調である自然法思想はアメリカ憲法に最大限に発揮され、現実の政治や司法制度に投影された。また、自然法の思想は、国民の意識に広く浸透し、社会・文化形成の底流となって、現在まで脈々と続いている。

人々の意識に刻み込まれた自然法思想こそが、人間中心の倫理や法律の世界へ、自然を権利者として架橋した根拠であろうと考える。

(2) 基底となる権利意識

法体系は個人の権利・義務を内容とする（Ⅱ 1. (2) に既述）。ドイツ語のレヒト (Recht) も権利と法の二重の意味をもち、客観的な意味におけるレヒトとは法であり、主観的な意味におけるレヒトとは権利を指す。イエーリング (Rudolf von Jhering) によると、「権利のための闘争」は単に利害ではなく、「人格そのものに挑戦する無礼な不法」に対する闘争であり、「権利を無視し人格を侮蔑するようなしかたでの権利侵害に対して抵抗することは、まずは、権利者の自分自身に対する義務であり、また国家共同体に対する義務でもある [Jhering 1894 = 1982: 49]。なぜなら、権利のための闘争は、自己を倫理的な存在として保持することであり、国

家の法の実現（権利の生成、発展）に対して必要だからである。

闘争（革命や戦争だけでなく私法上も）を経て獲得した「権利」は血と汗の結晶であり、“right”が意味するように正しく「正当性をもつ力」である。アメリカではしばしば「訴訟大国」ということが話題になるが、「英米人が法と言い、権利というときには、最終的に裁判所によってエンフォースされるものを考えているのである」[田中英夫 1980: 21]。権利や法は自らが実現するという欧米人の意識は自然権にもとづく個人主義思想に支えられており、明治時代になるまで「権利」という言葉をもたなかった日本人とは、明らかに異なるように思う。こうした「権利」の獲得と実現に対する積極的な意識が「自然の権利」を実現した社会的背景であろうと考える。

(3) 自然保護団体（NPO）

アメリカ建国の始祖たちは、コミュニティを中心に多様な結社（＝NPO）をつくり、学校や図書館、病院など公共的な施設の運営を進めてきた。それは自らの手で共同体の建設に参画する人々の民主主義社会実現への実践であった。この様子は、「アメリカは世界中で結社をもっとも多く利用する国であり、この有力な行動手段をこのうえなく多様な目的のために使う国である。」[Tocqueville 1835=2005（1 - 下: 38）と、結社が制限されていたフランスから来たトクヴィル（Alexis de Tocqueville）を驚嘆させている。

NPO活動は、現在までさまざまな分野で市民社会を支える活動を続け、社会を動かす要因として政治や経済と並ぶNPOセクターを形成するまでに至っている。サラモン（Lester M.

Salamon）は、NPOセクターの基本的な役割を「アメリカ社会における価値の守護神⁽³¹⁾」と最大級の賞賛を与え、「個人のイニシアティブによる公共財の供給という不可欠の国民的価値を例証し、具現するもの⁽³²⁾」としている。

有名な環境保護団体“シエラ・クラブ（Sierra Club）は、1890年にヨセミテ国立公園が誕生した2年後に結成された。それ以来、カリフォルニアのハイ・シエラの地を中心に、自然および環境保護のために、裁判闘争を含むさまざまな運動に取り組んでいる。II 3. (1) でみたように、「自然の権利」闘争の構図（自然が権利をもち、環境保護団体がそれを代弁するという）においては、環境保護団体（NPO）が重要な地位を占める。すなわち、急ごしらえのその場限りの団体では自然の代弁はできない。シエラ・クラブのような長い活動の歴史をもち、多くの専門家を擁する団体であるからこそ、誰よりも自然を理解できる実体（entity）として、裁判所の信頼を勝ち得ることができる。また、市民社会を支えるNPO活動が人々の間に根付いているからこそ、人々の信頼を得て、永続的な活動が可能となっているのである。

おわりに

古代ギリシャでは、自然界の法則も人間の法も同じように考えられていた。人間の法を尺度に自然界の法則を変えようとしたときから、自然と人間は対立する関係になった。そして、自然破壊や環境汚染がいよいよ破滅的状况に至ったとき、人間と自然の良好な関係を取り戻すべく考え出された概念が「自然の権利」論である。また、自然と人間の関係が生命の共同体～道徳の共同体～法的な共同体へと、科学、倫理、法

にもとづいて深化してきた、そのプロセスを反映する概念でもある。「権利」は、各々の存在物に固有の価値を認めると同時に、共同体内部における紐帯の役目を果たし、さらに道徳と法を架橋する概念となった。

もの言えぬ「自然」に「権利」を認めようという発想は、決して突飛なものではない。「自然の権利」は古代ギリシャ以来の西洋思想の延長線上に観念される、古くて新しい概念なのである。17世紀の近代社会の萌芽に、人間に「自然権」という生来の絶対的価値を与え、個人と国家を規律する思想が誕生したように、環境汚染や自然破壊が地球全体を覆い、人類の生存に重大な危機をもたらしている今日、「自然の権利」論は自然と人間の関係を、対立から調和へ根本的に改善する救世主となるであろう。

自然および環境を考える思想は、アメリカを中心とした環境倫理だけでなく、ドイツを中心とした自然哲学から考察する思想がある。「自然の権利」の実現は、判例法主義をとるアメリカだからこそ、司法の範囲内で形成されてきたと考える。大陸法系の国家においては法体系の大きな変換は政治的・行政的な働きかけが必要とされるだろう。憲法上に「人権」と並ぶ「自然の権利」を実現しようとマイヤー＝アービヒ (Klaus Michael Meyer = Abich) は政治的な活動を展開している。法の実現において英米法系と大陸法系という相違があっても、法を支える理論においては自然哲学も環境倫理もともにギリシャに源をもつ西洋思想である。「自然の権利」形成においては、両理論の融合が一層の堅固な理論構築に必要とされるのではないかと考えるものである。

[投稿受理日2014.5.24 / 掲載決定日2014.6.12]

注

- (1) 経済社会の発展にともない、法人その他の団体の活動の重要性が増大し、法人もまた人権享有の主体であると解されるようになった [芦部信喜, 2002, 『憲法第三版』岩波書店, 87頁]。
- (2) Nash, R. F. 1989, *THE RIGHTS OF NATURE*: The University of Wisconsin Press (=2011, 松野弘訳『自然の権利 — 環境倫理の文明史』ミネルヴァ書房。) 91頁。
- (3) ナッシュ (松野訳), 前掲注 (2) 112頁。
- (4) 邦題は『野生のうたが聞こえる』
- (5) マイヤー＝アービヒの「倫理学における考慮の八形式」 [Meyer - Abich 1984 = 2005: 43] が参考になる。1. ～ 5. は人間中心主義, 6. は動物中心主義, 7. は生物中心主義, 8. は, 自然中心主義となる。
 1. 各人は自分自身だけを考慮する。
 2. 各人は自分自身のほかに、自分の家族、友達、知り合い、ならびにその直系の先祖を考慮する。
 3. 各人は、自分自身、自分にとって親密な人、自分の同胞、ないしは過去を直接受け継ぐ人を含めて自分が属している民族を考慮する。
 4. 各人は自分自身、自分にとって親密な人、自分の民族そしていま現在生きている全人類の世代を考慮する。
 5. 各人は自分自身、自分にとって親密な人、自分の民族、いま生きている人類、すべての先祖そしてのちの世代の人びと、したがって人類全体を考慮する。
 6. 各人は人類全体とすべての感情能力をもった生き物 (個体と種) を考慮する。
 7. 各人はすべての生き物 (個体と種) を考慮する。
 8. 各人はいっさいのものを考慮する。
- (6) テイラー (Paul W. Taylor) の平等主義的な生命中心主義の理論 [ナッシュ (松野訳): 234頁]。
- (7) キャリコット (J. Baird Callicot) の生態系中心主義は、「地球上で唯一の自制的な道徳的行為者 (惜しくは、道徳的主体) である人間は自己利益を究極まで否定し、自然のより多くの幸福のために、自の生命をさし出すことを倫理上、期待される」とする [ナッシュ (松野訳): 233頁]。
- (8) イギリスの科学者ラブロック (James Lovelock) のガイア仮説。ガイアはギリシャ語で地球の意

- [ナッシュ (松野訳): 237~239頁]。
- (9) ナッシュ (松野訳), 前掲注 (2) 233頁.
- (10) ナッシュ (松野訳), 前掲注 (2) 236頁.
- (11) ナッシュ (松野訳), 前掲注 (2) 12頁.
- (12) ナッシュ (松野訳), 前掲注 (2) 223頁.
- (13) ナッシュ (松野訳), 前掲注 (2) 225頁.
- (14) ナッシュ (松野訳), 前掲注 (2) 196頁.
- (15) ヨンバルト・H, 1986, 『一般法哲学』成文堂 34頁.
- (16) D'Entrevres, A. P. 1951, *Natural Law*: Hutchinson, (=1952, 久保正幡訳『自然法』岩波書店.) 88-89頁.
- (17) Vinogradoff, P. G. 1959, *COMMON SENSE IN LAW. Third edition revised by H. G. Hanbury* (=1972, 末延三次・伊藤正巳訳『法における常識』岩波書店.) 56頁.
- (18) 権利と義務という概念は, 法が人びとの行動に対する理由指図によって社会における価値・利益の調整・配分やその保護・救済という機能を果たすのに不可欠な概念装置とされている [田中 2011: 217]。
- (19) The Declaration of Independence of the 13 United States of America, in General Congress Assembled
- (20) 芦部信喜, 2002, 『憲法第三版』岩波書店. 80頁.
- (21) Sierra Club v. Rogers C. B. Morton デイズニーが計画したミネラルキング渓谷の大規模開発の許可取消を求めて環境保護団体が内務省長官を訴えた事件
- (22) 原告は自然物 (ミネラルキング渓谷) であるとダグラス判事は認めたということ (Supreme Court of the United State No. 70-34 Mr. Justice Douglas, dissenting)。
- (23) 私所有地についての生息地の指定は, 基本的人権 (経済的自由 — 所有権) が「公共の福祉」によって制約されることを意味する。
- (24) Byram River et al. v. Village of Port Chester, New York et al. 原告が複数いる場合は, その一人について standing が認められればよいとされる。
- (25) Marbled Murrelet v. Pacific Lumber Co. 1995, Loggerhead v. Turtle v. Volusia County. 1998. などである。
- (26) 山本浩美, 2002, 『アメリカ環境訴訟法』弘文堂. 141-149頁.
- (27) ヴィノグラドフ (末次・伊藤訳), 前掲注 (16) 186頁.
- (28) 宮守則之・竹川秀夫, 1990, 『最新アメリカ民事訴訟法』金融財政事情研究会. 12頁.
- (29) 田中英夫, 1980, 『英米法総論上』東京大学出版会. 13頁.
- (30) 田中, 前掲注 (29) 14頁.
- (31) サラモンはNPOの重要性を称え, 17世紀以来, マグナ・カルタが憲法上重要な意味をもち, 「イギリスの自由の守護神」(palladium of English liberty) とされてきたことになぞらえたのである。
- (32) Salamon, L. M. 1997, *HOLDING THE CENTER American's Nonprofit Sector at a Crossroads* (=1999, 山内直人訳『NPO最前線 — 岐路に立つアメリカ市民社会』岩波書店.) 17頁.

参考文献

- 芦部信喜, 2002, 『憲法第三版』岩波書店.
- 内田 貴, 2008, 『民法 I』東京大学出版会.
- 高橋広次, 2011, 『環境倫理学入門 — 生命と環境のあいだ』勁草書房
- 田中成明, 2011, 『現代法理学』有斐閣.
- 田中英夫, 1980, 『英米法総論上・下』東京大学出版会
- 田村正勝, 2000, 『新時代の社会哲学 — 近代的パラダイムの転換』早稲田大学出版部.
- 田村正勝, 2001, 『見える自然と見えない自然 — 環境保護・自然の権利・自然哲学』行人社.
- 大東俊一他 3名編著, 2006, 『自然と人間』梓出版社.
- 中野貞一郎・松浦馨・鈴木正裕編, 2008, 『新民事訴訟法講義 [第2版補訂2版]』有斐閣.
- 宮守則之・竹川秀夫, 1990, 『最新アメリカ民事訴訟法』金融財政事情研究会.
- 山村恒年・関根孝道編, 1996, 『自然の権利』信山社.
- 山本浩美, 2002, 『アメリカ環境訴訟法』弘文堂.
- ヨンバルト・H, 1986, 『一般法哲学』成文堂.
- レオポルド・A / 新島義昭訳, 1997, 『野生のうたが聞こえる』講談社.
- Cound, J. J., Friedenthal, J. H., Miller, A. R., Sexton, J. E., 1985, *Civil Procedure Cases and Materials Fourth Edition*: West Publishing Co. 541-545.
- D'Entrevres, A. P. 1951, *Natural Law*: Hutchinson, (=1952, 久保正幡訳『自然法』岩波書店.)
- Jhering, R. 1894, *DER KAMPF UM'S RECHT* (=1982, 村上淳一訳『権利のための闘争』岩波書店.)

- Meyer - Abich. K. M. 1984, *WEGE ZUM FRIEDEN MIT DER NATUR Praktische Naturphilosophie für die Umweltpolitik*: Carl Hanser Verlag, (=2005, 山内廣隆訳『自然との和解への道』上・下 みず書房.)
- Naess, A. 1989, *Ecology, Community and Lifestyle: Outline of an Ecosophy*, translated and edited by David Rothenberg, Cambridge: Cambridge University Press, 1989 (= 1997, 齊藤直輔, 開龍美訳『ディープ・エコロジーとは何か-エコロジー・共同体・ライフスタイル-』文化書房博文社.)
- Nash, R. F. 1989, *THE RIGHTS OF NATURE*.: The University of Wisconsin Press (=2011, 松野弘訳『自然の権利—環境倫理の文明史』ミネルヴァ書房.)
- Passmore, J. 1974, *MAN'S RESPONSIBILITY FOR NATURE-- Ecological Problems and Western Traditions* (=1998, 間瀬啓允訳『自然に対する人間の責任』岩波書店.)
- Salamon, L. M. 1997, *HOLDING THE CENTER American's Nonprofit Sector at a Crossroads* (=1999, 山内直人訳『NPO最前線—岐路に立つアメリカ市民社会』岩波書店.)
- Stone C. D. 1972, *Should Trees Have Standing? — Toward Legal Rights for Natural Objects* in Southern California Law Review, Vol. 45: 450, 1972 (= 1974. WILLIAM KAUFMANN INC.) (=1990, 岡崎修・山田俊雄訳『樹木の当事者適格—自然物の法的権利について』現代思想18巻11号58頁-98頁 青土社.)
- Tocqueville, A. 1835, *DE LA DÉMOCRATIE EN AMÉRIQUE* (=2005, 松本礼二訳『アメリカのデモクラシー第一巻(上)(下)』岩波書店.)
- Vinogradoff, P. G. 1959, *COMMON SENSE IN LAW. Third edition revised by H. G. Hanbury* (=1972, 末延三次・伊藤正巳訳『法における常識』岩波書店.)
- The Declaration of Independence of the 13 United States of America, in General Congress Asembled

参考

〈表1〉——— 人権と自然の権利の対比

主 体	自然人と法人	自然(物)
憲 法	基本的人権(人間の自然権)	自然(物)の権利(自然の自然権)
定 義	人間の固有の尊厳に由来する権利	自然(物)のもつ内在的価値に由来する権利
内 容	憲法列挙の自由権的(社会権的)人権	(・・らしく幸福に)生存する権利
法 律	民法などの実体法	絶滅危惧種保護法

〈表2〉——— 法人と自然物の対比

主 体	法人	自然物
権利の取得	登記(定款の作成, 認証など) 実在(「権利能力のない団体」)	実在
訴訟提起	法人	any person = entity = 自然実在物
代 理	代表(代表理事, 代表取締役)	自然保護団体(法によって授權される者)
基本的権利	人権(選挙権, 生存権などを除く)	(・・らしく幸福に)生存する権利
法 律	会社法など(法人を規律する各法律)	絶滅危惧種保護法

〈表3〉——— 訴訟当事者に関するアメリカ法と日本法の比較

アメリカ法	Standing (当事者となりうる資格)	日本法 規定なし(解釈上の司法権に内在) 裁判を受ける権利
民訴法	Capacity (当事者能力)	当事者能力 (= 権利能力)
民訴法	Real party in interest (正当な当事者)	訴訟能力 (= 行為能力) 当事者適格